

指定管理者の管理運営に対する評価シート

所管局・部・課	危機管理室安全・安心推進課
評価対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

1 指定概要

指定管理施設	名 称	北九州市立交通安全センター	施設類型	目的・機能
			I	⑤
	所 在 地	北九州市小倉北区井堀五丁目1番1号		
	設置目的	交通安全に関する知識の普及および交通安全思想の高揚を図る。		
利用料金制の状況		非利用料金制 ・ 一部利用料金制 ・ 完全利用料金制		
指定管理者	名 称	特定非営利活動法人 I-DO		
	所 在 地	北九州市小倉北区浅野二丁目14番2号		
指定管理業務の内容		1 交通安全センターの維持管理 2 交通安全センターに配置する自転車の貸出し等 3 自動車、自転車車庫の維持管理 4 施設内における警備、監視 5 施設内の展示物、備品等の管理 6 施設内における交通安全教室の開催 7 施設外（小学校等）における交通安全教室の開催 8 施設の特徴を生かした交通安全イベントの実施		
指定期間		令和7年4月1日～令和12年3月31日		

【参考：評価レベル】

評価 レベル	乗 率		評価レベルの考え方
5	100%	良 い	要求水準・目標・計画を大幅に上回り、特に優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	要求水準・目標・計画を上回り、優れた管理運営がなされている
3	60%	普 通	要求水準・目標・計画を満たしており、適正に管理運営がなされている
2	40%	↓	要求水準・目標・計画を下回る管理運営がなされている
1	20%		要求水準・目標・計画を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

2 評価結果

評価項目	指定管理者 の自己評価	市（所管局） の評価	市（所管局）の評価理由 ※指定管理者の自己評価との 相違理由 など	配点	得点 (評価結果)
	(評価レベル：0～5)			(100点満点)	
1 施設の設置目的の達成（有効性の向上）に関する取組み				50	43
(1) 施設の設置目的 の達成	4	4	雨天日数は前年比増であったが、利用者数等で目標値を上回った点や、外国人への自転車教育等の社会的な課題の解決へも注力している点が高く評価できる。	35	28
(2) 利用者の満足度	5	5	満足度 97.6%は目標 (90.0%) を上回っている。また SNS 等を活用し、効果的な広報活動がなされており、自己評価も妥当。	15	15
2 効率性の向上等に関する取組み				30	24
(1) 経費の低減等	4	4	経費を効率的に低減する取り組みがなされ、計画より 5.5%の削減が行われており、自己評価も妥当。	30	24
(2) 収入の増加	—	—	—	—	—
3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み				20	14
(1) 施設の管理運営 (指定管理業務) の実施状況	4	4	警察との密接な協力や、外国人への講習など、関係団体との高度な連携による取組が行われており、自己評価も妥当。	10	8
(2) 平等利用、安全 対策、危機管理体制 など	4	3	ヒヤリハット等の共有など、求める水準の取組が適切に行われている。	10	6
【参考：総合評価ランク】 A：優れていると認められる（80点以上） B：やや優れていると認められる（70点以上80点未満） C：適正であると認められる（60点以上70点未満） D：努力が必要であると認められる（50点以上60点未満） E：かなりの努力が必要であると認められる（50点未満）				合 計	100
				総合評価ランク (A～E)	A

【総合評価】 ※指定管理者の特筆すべき功績及び努力を求める点等を踏まえ、総括的に記入してください。

利用者数や交通安全教育等の目標値を確実に達成し、利用者から高評価も得ている。免許返納後の高齢者や外国人技能実習生への指導は、現代の社会課題解決に寄与しており、新たな自転車青切符制度への迅速な対応も行った。また、交通安全を担う主要な関係機関である警察と密接な連携により交通安全教室等を開催しており、市民の交通安全に関する知識の普及や意識を高め、交通事故のない安全安心なまちづくりに大きく貢献している。

【北九州市指定管理の評価に関する検討会議における意見】

利用者へのアンケートを丁寧に実施しており、施設運営に活用されている。今後も、市と指定管理者と協働で、市民サービスのより良い向上に向けて連携していただきたい。

<参考> 現指定期間中の評価結果

区 分	令和8年度 (1年目)	令和9年度 (2年目)	令和10年度 (3年目)	令和11年度 (4年目)	令和12年度 (5年目)	平 均
評価結果 (合計得点)	81	—	—	—	—	81

※高評価のインセンティブ（更新制）について

- ▶ 1～3年目の平均点が75点以上の指定管理者（指定期間5年間の事業者に限る）について、1期に限り指定の更新（+5年間）を認めるもの。

※低評価のパナルティ（次期選定時の減点）について

- ▶ 最終年度を除く全指定期間中の平均点が59点以下の指定管理者について、同指定管理施設の次期選定時の審査において減点（総合得点から10点または15点をマイナス）するもの。